

子どもの貧困対策に関する事業等一覧(計画素々案の重点的に取り組む分野・個別施策別)

令和4年8月現在

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度事業実績 | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|---------|--------------------------|---|----------------|----------------------|---|--------------|--------------|---------------------------|----|
| 分野1 教育の支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策1-1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 | | | | | | | | | | | |
| 1-1 | 1 | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環境の整備 | 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 1-1 | 2 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育・保育の無償化 | 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化する。 | R1 | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | 対象の子どもが無償化を行い経済的負担を軽減 | 736,079 | 695,037 | なし | - |
| 1-1 | 3 | 保育・幼稚園課 | 教育・保育施設等の職員配置の充実 | 基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行う。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | ・保育所等の運営基準条例は、国の基準省令を参考として同基準を設定 ・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し補助金を交付 | 118,069 | 113,309 | なし | - |
| 1-1 | 4 | 保育・幼稚園課 | 保育士等職員の処遇改善 | 公定価格に基づく職員処遇改善を図り、公立保育所嘱託保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組むとともに、民間保育士等については国の方針に基づき実施する。 | | 保育士等 | ・公立保育所等では、会計年度任用職員の産前・産後休暇の有給扱い、フルタイム職員の正規と同じ共済への移行を順次実施 ・私立保育所等では、国制度による処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善、処遇改善等加算Ⅱによる技能・経験に着目した処遇改善、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により3%程度引き上げる賃金改善を実施 | - | - | - | - |
| 1-1 | 5 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成 | 信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成及び資質向上に努める。 | | 保育士等 | 保育士の育成、資質向上を図るため信州幼児教育支援センター、県保育専門相談員会議に出席 | - | - | - | - |
| 1-1 | 6 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育アドバイザー(保育指導員)による巡回指導 | 教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うとともに、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図る。 | | 保育士等 | ・公立園は年1回全園を巡回し、個々の課題についてアドバイスを実施 ・私立園は未満児保育を中心に保育環境、衛生環境等について適宜助言等を実施 | - | - | - | - |
| 1-1 | 7 | 保育・幼稚園課 | 幼保小連携会議 | 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、より円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | ・全園で接続期カリキュラムを作成 ・市内7支会ごとに研究協力校、協力園を決め、幼保小接続期ベースカリキュラムに基づき、保育参観、授業参観、懇談会等を実施 | - | - | - | - |
| 個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進 | | | | | | | | | | | |
| 1-2 | 8 | 学校教育課 | 教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施 | 教職員のキャリアステージに応じた教育センター研修講座を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。 | | 教職員、児童・生徒 | ・指定研修 59ユニット(60講座) ・自らの力量向上を目指す研修 53ユニット(81講座) ・受講者合計数 4,034名 | 12,392 | 13,221 | ・研修体系の見直しと構築 ・研修履歴の見直し | - |
| 1-2 | 9 | 学校教育課 | 指導主事による学校訪問支援 | 授業の改善充実に向け、各校のニーズに応じて、指導主事が学校に直接出向いて研修を実施する。 | | 教職員、児童・生徒 | ・学校訪問(指定研修等を含む) 265回 | 0 | 0 | ・各校のニーズに応じた学校訪問支援 | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|------------------------------|-----|-------|----------------------------------|---|------------------------|--------------------------------|--|------------------|------------------|---|--|
| 1-2 | 10 | 学校教育課 | ICT機器や学習支援 ソフトの効果的な活用 | 指導主事による端末活用研修会や、教育 センター研究委員によるICT活用授業等 を実施し、ICTを活用した子どもの学びを 推進する。 | | 教職員、児童・生徒 | ・指導主事による技能研修 46回 ・教育センター研究委員による授業公開 41回 | 0 | 0 | ・各校のニーズに応じて 指導主事による技能研 修 ・教育センター研究委員 による授業公開 ・民間企業によるICTソ フト技能研修 | - |
| 1-2 | 11 | 学校教育課 | 各種調査結果を踏ま えた指導や教育課程 の改善・充実 | 子どもの学力向上や体力向上に向け、全 国学力・学習状況調査等の調査結果を踏 まえた指導の改善充実に取り組む。 | H15 H30 | 教職員、児童・生徒 | ・標準学力検査(NRT)等の実施 小4・5・6年、中1・2年 ・「長野市版 運動サーキット事業」 重点校6校、普及推進校25校 ・「体力向上グッと！プラン」 4プログラム 17校 ・「体育授業しなのき体育モデル」 普及のための訪問支援 11校 | 26,336 | 27,136 | ・標準学力検査(NRT)等 の実施 ・「長野市版 運動サー キット事業」、全54小学 校への設置完了のため 終了 ・「体力向上グッと！プラ ン」、5プログラム50校 分に拡充 | - |
| 1-2 | 12 | 学校教育課 | 人権教育・道徳教育の 充実 | 子どもが豊かな人権感覚などを育むこと ができるよう、教育活動全体を通じた日 常的な人権教育・道徳教育の充実に取り 組む。 | | 教職員、児童・生徒 | 副読本「あけぼの」6訂版 中学生用購 入・配布 (9,047冊) 学校人権教育振興補助金ほか 子ども人権教室活動推進ほか | 8,394 | 7,410 | 副読本「あけぼの」6訂版 小学校高学年用の購入・ 配布 | - |
| 個別施策1-3 児童生徒の家庭環境等を踏まえた支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 1-3 | 13 | 学校教育課 | スクールソーシャル ワーカー(SSW)活用 | 不登校児童生徒や保護者にSSWを派遣 し、教育相談を行い、必要に応じて助言・ 指導や関係機関等と連携することにより、 児童生徒の学校復帰につなげる。 | H24 | 市立小中学校に在学する児童 生徒とその保護者及び教職員 | 支援対象件数 135件 | 3,323 | 8,003 | 活動時間 R3 675時間 →1,750時間 旅費 R3 4,428km→ 11,480km | 県からの派遣人数 令和元年度 2人 令和2年度 1人 令和3年度 なし |
| 1-3 | 14 | 学校教育課 | スクールカウンセラ (SC)活用 | 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止 め、学校におけるカウンセリング機能の充 実を図るため、SCを派遣する。(県事業) | H13 | 市立小中学校に在学する児童 生徒とその保護者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校区に派遣 |
| 1-3 | 15 | 学校教育課 | 特別支援教育支援員 の配置 | 障害のある児童生徒に対して、日常生活 上の介助や学習支援等を行う、特別支援 教育支援員を市立小・中学校に配置する。 | H19 | 市立小中学校に在学する児童 生徒とその保護者 | 【特別支援教育支援員配置人数】 ※年度末現在 ・一般の支援員(看護師以外):134人 ・看護師資格を有する支援員:51人 | 190,469 | 198,528 | ・各校のニーズに応じた 特別支援教育支援員の 配置 ・看護師資格を有する支 援員を「医療的ケア看護 職員」と位置づけ | - |
| 1-3 | 16 | 学校教育課 | 特別支援教育巡回相 談員 | 臨床心理士や教育相談関係者などの専門 家による学校への巡回相談を行い、主と して発達障害にかかる対応の教職員や保 護者等への助言を行う。 | H17 | 市立小中学校に在学する児童 生徒の保護者、教職員 | 特別支援教育巡回相談員派遣回数: 1,444回 | 7,609 | 8,935 | ・各校のニーズに応じた 特別支援教育巡回相談 員の派遣 | - |
| 1-3 | 17 | 学校教育課 | 幼保小連絡会議、小 中連絡会 | 幼稚園・保育所、障害児通所支援事業所 から小学校への円滑な接続や中学校就学、 高校入学に当たったの情報交換を行う。 | H24 | 市立小中学校に進学・在学す る児童生徒、その保護者 | 幼保小連絡会議1回 公開授業 各支会1校=7校 公開保育 各支会毎1園=7園 幼保小連絡会研修会1回 小中連絡会 随時 | 20 | 70 | ・第三期しなのきプラン がスタートしたことに伴 い、自学自習の資質能力 の伸張が図れるような接 続期カリキュラムの見直 しを今年度実施する。 | - |
| 1-3 | 18 | 学校教育課 | 教育支援委員会 | 保健、医療及び教育に携わる委員による 就学相談並びに就学判断を実施する。 | S47 | 市立小中学校に在学する児童 生徒とその保護者 | 学校からの要請に応じて、就学相談: 522件(内訳は、来入児168件、小学 生306件、中学生48件) | 1,953 | 2,126 | 就学先判断後について も、一貫した支援を行う ことや、学びの場の見直 しを引き続き丁寧に行う ことを目指す | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|--------------------------------------|-----|------------------------------|---------------------|---|------------------------|--|--|------------------|------------------|---|---|
| 1-3 | 19 | 学校教育課 | 日本語巡回指導員等の派遣 | 外国籍等児童生徒への日本語指導・生活指導の充実を図るため、市内8校に日本語指導教室を設置し、日本語巡回指導員等の派遣を行う。 | H15 | 市立小中学校に在学する外国籍等の児童生徒 | 日本語指導協力者・巡回指導員派遣時数:5,209時間 | 5,932 | 7,372 | 多母語化傾向がある中で、巡回指導員等の適材の確保や十分な指導時間の確保を目指す | - |
| 個別施策1-4 地域等と連携した学習支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 1-4 | 20 | 学校教育課 | キャリア教育の推進 | 産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会を開催するなど発達に応じたキャリア教育の向上を図る。 | H26 | 児童生徒 | キャリア教育支援懇談会 年3回開催 | 84 | 84 | 教職員による専門学校等の視察検討 | |
| 1-4 | 21 | 生活支援課 | 生活困窮者学習支援事業 | 学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学・卒業を支援する。 | H28 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生~高校生(高校生世代含む)) 予定人員 71人 | 36世帯54人(小学生15人、中学生19人、高校生20人) 施設型 4世帯5人 派遣型 32世帯49人 | 4,760 | 8,880 | 業務委託先を2者から4者に増やし、生活保護世帯の利用者を2割から3割に増やす。 | 生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWとの連携により実施 |
| 1-4 | 22 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 | ひとり親家庭の児童を対象に、学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。 継続児童については、フォローアップ支援を行う。 | H28 | 児童扶養手当受給世帯等の小学4年生~中学生3年生 | 新規申込み 75人(小学生27人、中学生48人) 継続 10人(小学生3人、中学生7人) 計85人(小学生30人、中学生55人) | 5,674 | 12,851 | なし | 継続児童については、フォローアップ支援を行う。 |
| 1-4 | 23 | こども政策課・生活環境課 | 子ども食堂への支援 | 公共施設で子ども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、子ども食堂の運営を支援する。 また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品を子ども食堂へ提供する。 | H28 | 子ども食堂実施団体、子ども食堂の利用者及び保護者 | ・実施に係る名義後援 3件 ・フードドライブ等での受領実績(子ども食堂への提供分) 26個人・企業等、481個、118kg(食品・子ども用品) | 0 | 0 | なし | フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、子ども食堂実施団体に情報提供 |
| 1-4 | 24 | こども政策課 | 拠点となる子どもの居場所整備事業 | 民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 | R4 | 拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者 | - | - | 729 | 民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 | |
| 分野2 生活の安定に資するための支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-1 | 25 | 子育て家庭福祉課(こども相談室) ※令和3年度まで | こども相談室 | 子どもについての様々な相談を受け付ける総合窓口として、子どもに関する子育てや発達に関する相談に応じる。 | H26 | 子ども、保護者、子育て関係者 | 相談件数 574件 | - | - | - | |
| 2-1 | 26 | こども総合支援センター | こども総合支援センター「あのえっと」 | 子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児の悩み、発達、貧困、教育(いじめや不登校)などの相談に応じる。 | R4 | 子ども、保護者、子育て関係者 | - | - | - | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|----------|-----|---------------------|--------------------------|--|--|--------------------------------|---|------------------|------------------|--|--|
| 2-1 | 27 | 保健所健康課 | 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ) | 妊産婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。 | H28 | 妊産婦、子ども、保護者 | ・子育て世代包括支援センター設置7か所(保健センター6※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 5,414件 ホットライン 19件 本庁健康課窓口 相談 868件 申請 1,798件 | 23,573 | 29,776 | ・母子保健コーディネーターを2名増員し、北部・松代保健センターに配置し、本庁健康課窓口にも母子保健コーディネーターが応援に入る。 ・妊娠届の受付を保健センター、健康課、本庁に限定し、母子保健コーディネーターまたは保健師が全妊婦との面談を実施し、妊娠初期の支援を強化する。 | なお、ホットラインは母子保健コーディネーターを配置した保健センターが増え、電話相談も各保健センターに分散されたことから利用者が減少したため、令和3年度末で廃止した。 |
| 2-1 | 28 | 保健所健康課 | 妊婦一般健康診査 | 全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認する。 | H8まで 長野県で 実施 H9から 医療機関 委託 | 妊娠中の母親 | 妊婦健康診査 受診者数 2,455人 受診率 96.4% | 299,361 | 316,549 | 多胎妊婦に対し、1回10,000円を上限に、1人5回まで妊婦健康診査受診料の補助を追加 | - |
| 2-1 | 29 | 保健所健康課 | 産婦健康診査 | 出産後間もない産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等)を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図る。 | H30 | 子ども、母親 | 産婦健康診査 受診者数 4,694人 受診率 90.2% | 23,523 | 22,439 | なし | - |
| 2-1 | 30 | 保健所健康課 | 乳幼児健康診査 | 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施する。 | 4健 S50/1.6 健S52/3 健H9 | 子ども、保護者 | 健診名 受診者数 受診率 4か月児健診 2,441人 99.6% 1.6か月児健診 2,489人 98.4% 3歳児健診 2,572人 95.9% | 52,239 | 59,192 | なし | - |
| 2-1 | 31 | 保健所健康課 | 乳児家庭全戸訪問事業(はじめまして赤ちゃん事業) | 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、産後うつ病のリスク判断に役立つEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等を活用し、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言する。 | H8まで 長野県で 実施 H9から 医療機関 委託 | 子ども、保護者 | 新生児訪問 延べ件数 2,711件 実件数 2,412件 内、電話件数147件 | 7,901 | 8,849 | なし | - |
| 2-1 | 32 | 保健所健康課 | 乳幼児健康教室 | 保護者同士の交流促進及び乳幼児期の発達チェックにより、障害・疾病の早期発見及び早期治療を促進する。 | 78教室 S61/2教 室H8 | 子ども、保護者 | 7~8か月児健康教室 実施回数: 128回 参加人数:1,929人 2歳児健康教室 実施回数:121回 参加人数:2,017人 | 8,580 | 11,190 | なし | - |
| 2-1 | 33 | 保健所健康課・ 子育て家庭福祉課 | 養育支援訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行う。 | | 養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊産婦 | 要支援家庭に対する支援実施率 100% | 8,439 | 8,102 | なし | - |
| 2-1 | 34 | 保健所健康課 | 妊産婦・乳幼児健康相談 | 妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児に関することについて、保健師が相談に応じる。 | | 子ども、保護者 | 相談件数 6040件(妊産婦に関する こと:858件 乳幼児に関すること: 5169件 その他:13件) | 8,580 | 11,190 | なし | - |
| 2-1 | 35 | 保健所健康課 | 産後ケア事業 | 医療機関または助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助する。 | H17 | 育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児 | ・宿泊型 利用者数104人 利用日数314日 ・通所型 利用者数283人 利用日数1,294日 | 12,148 | 11,537 | なし | - |

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度事業実績 | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|-------------|---------------------------------------|--|----------------|---|--|--------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 2-1 | 36 | 保育・幼稚園課 | 子育てコンシェルジュ | 子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行う。 | | 子ども、保護者 | こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計4,825件 (じゃん・けん・ぼん3,483件、このゆびとまれ1,342件) | - | - | なし | |
| 2-1 | 37 | 保育・幼稚園課 | 地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場) | こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。 | | 子ども、保護者 | ・利用者数(延べ人数) こども広場29,341人 地域子育て支援センター25,710人 おひさま広場12,047人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,454件 子育て支援センター3,184件 おひさま広場2,960件 | 138,059 | 148,314 | なし | - |
| 2-1 | 38 | こども総合支援センター | 親子関係スキルアップ事業 | 子どもの行動の理解の仕方を学び、前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレント・トレーニングの手法による講座を実施する。 | | 子育てに難しさを感じる保護者 | 受講人数 49人 | 299 | 208 | なし | |
| 2-1 | 39 | 子育て家庭福祉課 | 子ども家庭総合支援拠点 | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。 | R2 | 子どもとその家庭や妊産婦等 | - | - | - | なし | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付ける。 |
| 個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-2 | 40 | 生活支援課 | 生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」) | 生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、問題解決の支援を行う。 | H26 | 長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯 | 延べ相談件数 15,947件 | 42,594 | 43,257 | アウトリーチ等を通じた機能強化事業を実施(アウトリーチ支援員2名配置) | 長野市社会福祉協議会への委託 |
| 2-2 | 41 | 保健所健康課 | 要支援母子栄養食品支給事業 | 生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付する。 | H15 | 生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児(乳児については体重制限あり) | 妊産婦 6人 粉乳 369日分 乳児 2人 粉乳 180日分 | 69 | 1,217 | なし | 母子栄養強化事業は、平成30年度受付分で終了し令和元年度に事業終了 |
| 2-2 | 1 | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環境の整備(再掲) | 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 2-2 | 42 | 保育・幼稚園課 | ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮 | ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。 | | ひとり親家庭の親及び児童 | ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施 | - | - | - | - |
| 2-2 | 43 | こども政策課 | 放課後子ども総合プラン | 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に、安全・安心な居場所を提供することで、仕事と子育ての両立を支援する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生) | 延べ利用登録 86,839人 | 955,877 | 987,731 | なし | 決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算 |

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度事業実績 | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|----------------------------------|-----|-----------------------------------|---------------------|--|----------------|--------------------------------------|---|--------------|--------------|--|--------------------|
| 2-2 | 44 | 子育て家庭福祉課 | ショートステイ事業 | 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 703日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も) | 1,908 | 2,745 | なし | |
| 2-2 | 45 | 子育て家庭福祉課 | トワイライトステイ事業 | 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 703日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も) | 1,908 | 2,745 | なし | |
| 2-2 | 46 | 住宅課 | 市営住宅入居者募集の優先区分 | 中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対して優先入居申込資格を与える。 | S51 | 中学校卒業前の子どもがいる世帯 | 募集住戸 市営住宅 8戸(年8回募集) 特別市営住宅(栗田)6戸 | 0 | 0 | 新規団地の入居者募集において提供戸数の増加を図る。 特別市営住宅(今井)11戸 | |
| 2-2 | 47 | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦相談 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。 | | ひとり親家庭の親 | 相談指導実績 延べ2,078件 | 2786 | 3058 | なし | |
| 2-2 | 48 | 子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課 | 女性相談 | 女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、悩み事の解決や女性の自立を図る。 | | 女性 | 相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,755件 男女共同参画センター 397件 | - | - | なし | |
| 2-2 | 49 | 子育て家庭福祉課 | 母子生活支援施設 | 母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所して、自立に向けた支援を行う。 | S54 | 配偶者の内女子等で、支援を要する母子 | 入所世帯数 7世帯 (支援児童数 13人) | 50,780 | 52,678 | なし | |
| 2-2 | 50 | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。 | H11 | ひとり親家庭の親及び児童 | 貸付金 6,601千円(11件) | 6,601 | 28,026 | なし | 修学資金10件 生活資金 1件 |
| 2-2 | 51 | こども広場(じゃん・けん・ぼん、このゆびとまれ)、リサイクルプラザ | リユース品の提供・交換 | 使用しなくなった子ども用の衣類、育児用品などを受け入れ、希望者に対して提供する。 | | 子育て中の保護者 | - | - | - | - | - |
| 個別施策2-3 配慮を要する子どもの生活支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-3 | 52 | 子育て家庭福祉課 | 子ども・若者ケア支援 | 子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげる。 | R4 | 家事や家族の世話などを日常的に行う子どもやその世帯、支援関係者・関係機関 | - | - | - | - | - |
| 2-3 | 53 | 学校教育課 | 中間教室 | 不登校傾向または不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活習慣の改善等の相談・支援を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて個々の状態に応じた支援を行う。 | H4 | 不登校傾向または不登校状態にある児童生徒 | 6教室 通室生79名(小学生29名、中学生50名) | 23,274 | 24,176 | 現状維持 | - |
| 2-3 | 54 | 学校教育課 | フリースクール等民間団体との連携・協働 | 民間団体・企業・NPO法人等と連携・協働し、不登校児童生徒の社会的自立を図る。 | H30 | 不登校状態にある児童生徒 | 不登校児童生徒に係る情報交換会3回 「学校以外の子どもの居場所 施設一覧」冊子の作成及びホームページ掲載 | 0 | 0 | 現状維持 | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|----------|-----|----------|-------------------------|---|------------------------|--|---------------|------------------|------------------|----------------------|-----------------------|
| 2-3 | 55 | 障害福祉課 | 児童発達支援 | 児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。 | | 障害児 | 利用者数 245人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 56 | 障害福祉課 | 医療型児童発達支援 | 肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行う。 | | 障害児 | 利用者数 9人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 57 | 障害福祉課 | 放課後等デイサービス | 学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行う。 | | 障害児 | 利用者数 1,117人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 58 | 障害福祉課 | 居宅訪問型児童発達支援 | 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。 | | 障害児 | 利用者数 0人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 59 | 障害福祉課 | 保育所等訪問支援 | 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。 | | 障害児 | 利用者数 11人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 60 | 障害福祉課 | 障害児相談支援事業・計画相談支援 | 指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図る。 | | 障害児やその家族 | 利用者数 309人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 61 | 障害福祉課 | 障害児自立サポート事業 | 障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減する。 | | 障害児 | 645人 | - | - | - | - |
| 2-3 | 62 | 子育て家庭福祉課 | 社会的養護出身の若者自立支援 | 長野県社会福祉協議会等と連携して、児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者の住居確保や就労等の支援を推進する。 | | 児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校校区に派遣 |
| 2-3 | 21 | 生活支援課 | 生活困窮者学習支援事業(再掲) | 学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学・卒業を支援する。 | H28 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生~高校生(高校生世代含む)) 予定人員 71人 | - | - | - | - | - |
| 2-3 | 22 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業(再掲) | ひとり親家庭の児童を対象に、学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。 継続児童については、フォローアップ支援を行う。 | H28 | 児童扶養手当受給世帯等の 小学4年生~中学生3年生 | - | - | - | - | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|-----------------------------------|-----|------------------|----------------------------------|---|------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------|------------------|---|--|
| 2-3 | 13 | 学校教育課 | スクールソーシャル ワーカー(SSW)活用 (再掲) | 不登校児童生徒や保護者にSSWを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒の学校復帰につなげる。 | H24 | 長野市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員 | 支援対象件数 135件 | 3,323 | 8,003 | 活動時間 R3 675時間 →1,750時間 旅費 R3 4,428km→ 11,480km | 県からの派遣人数 令和元年度 2人 令和2年度 1人 令和3年度 なし |
| 2-3 | 14 | 学校教育課 | スクールカウンセラー (SC)活用(再掲) | 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、SCを派遣する。(県事業) | H13 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校区に派遣 |
| 2-3 | 23 | こども政策課・ 生活環境課 | 子ども食堂への支援 (再掲) | 公共施設で子ども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、子ども食堂の運営を支援する。 また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品を子ども食堂へ提供する。 | H28 | 子ども食堂実施団体、子ども食堂の利用者及び保護者 | - | - | - | - | - |
| 2-3 | 24 | こども政策課 | 拠点となる子どもの 居場所整備事業(再掲) | 民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 | R4 | 拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者 | - | - | - | - | - |
| 2-3 | 63 | 福祉政策課 | 「生理の貧困」問題への 対応 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、無償で生理用品を配布する。 | R3 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民 | - | 0 | 0 | なし | - |
| 2-3 | 64 | 子育て家庭福祉課 | 里親委託事業 | 新たな里親の開拓に向け長野県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進める。 | | 里親、子ども | 長野市里親会の会員数(里親) 32 | 10 | 60 | なし | |
| 2-3 | 65 | 子育て家庭福祉課 | 要保護児童対策地域 協議会 | 要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。 | | 要保護・要支援児童、特定妊婦 | 実務担当者会議開催回数 19回 | 10687 | 12545 | なし | |
| 分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労の支援 | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 66 | 商工労働課雇 用促進室 | 職業相談室 | 仕事に関する悩みがある方に、適職支援やカウンセリング、情報提供を行う。 | H22 | 仕事に関する悩み等を抱える人 | 利用者 900人(うち相談者数 340人) 電話相談件数 237件 | - | - | - | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|----------|-----|-----------------------------|--|--|------------------------|---|--|------------------|------------------|----------------------|---|
| 3-1 | 67 | 商工労働課雇 用促進室 | トライアル雇用者常用 雇用促進奨励金 | 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した者を引き続き雇用する事業者に対し、奨励金を交付する。 | H15 | 市内に事業所を有する事業者で、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した市内在住の求職者を、引続き常用雇用者として12か月以上雇用した事業者 | 交付事業所数 4事業者 対象労働者数 5人 | 240 | 540 | なし | なし |
| 3-1 | 68 | 生活支援課 | 生活保護受給者等就 労自立促進事業(福 祉・就労支援コーナー 「ジョブ縁ながの」) | 長野市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口として、「福祉・就労支援コーナー(愛称:ジョブ縁ながの)」を長野市役所内に開設する。 | H28 | 生活保護受給(申請)者、生活困窮者、児童扶養手当受給者等 | 相談件数 182件 就職者数 124人 | 0 | 0 | なし | コーナー開設日:H28.1.27 |
| 3-1 | 69 | 子育て家庭福 祉課 | 自立支援教育訓練給 付金 | ひとり親家庭の親が教育訓練の受講をする場合の受講料について支援を行う。 | H15 | ひとり親家庭の親(所得制限あり) | 受講料の60%を支給 7人 | 1,376 | 5,988 | なし | 平成28年度から60%支給 |
| 3-1 | 70 | 子育て家庭福 祉課 | 高等職業訓練促進給 付金 | ひとり親家庭の親の免許または資格取得に対する支援を行う。 | H15 | ひとり親家庭の親(所得制限あり) | 12人 | 30,632 | 39,153 | なし | 市県民税課税世帯:70,500円 市県民税非課税世帯:100,000円 修了支援給付金課税世帯:25,000円 修了支援給付金非課税世帯: 50,000円 |
| 3-1 | 47 | 子育て家庭福 祉課 | 母子・父子・寡婦相談 (再掲) | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。 | | ひとり親家庭の親 | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 48 | 子育て家庭福 祉課、人権・男 女共同参画課 | 女性相談(再掲) | 女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、悩み事の解決や女性の自立を図る。 | | 女性 | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 71 | 子育て家庭福 祉課 | ひとり親家庭高卒程 度認定試験合格支援 事業 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童の高等学校卒業程度認定試験の受講料について支援を行う。 | H28 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)(所得制限あり) | なし | 0 | 400 | なし | |
| 3-1 | 1 | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環 境の整備(再掲) | 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 42 | 保育・幼稚園課 | ひとり親家庭児童の 保育所利用への配慮 (再掲) | ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるように配慮する。 | | 子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 72 | 保育・幼稚園課 | 延長保育事業 | 早朝や夕刻の保育ニーズに対応するため、11時間開所を超える延長保育を実施する。 | | 子ども、保護者 | 公立保育所6園、私立保育所41園、認定こども園11園、地域型保育事業所1園、計59園において実施 | 17,796 | 46,110 | なし | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|--------------------------------------|-----|------------|-----------------|--|------------------------|-------------------------------|--|------------------|------------------|----------------------|----|
| 3-1 | 73 | 保育・幼稚園課 | 夜間保育事業 | 保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施する。 | | 子ども、保護者 | 保育所1園で保育標準時間を11時から22時として夜間保育を実施 | 2,617 | 2,845 | なし | - |
| 3-1 | 74 | 保育・幼稚園課 | 一時預かり事業 | 保護者の就労や求職活動等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時的に児童を預かる。 | | 子ども、保護者 | 指定園13園(公立7、私立6)で実施 延べ利用者数 11,495人 | 110,279 | 176,498 | なし | - |
| 3-1 | 75 | 保育・幼稚園課 | 病児・病後児保育事業 | 病児または病後児を医療機関の専用のスペースで看護師・保育士が預かる。 | | 子ども、保護者 | 市内3か所の施設で実施 | 17,754 | 23,792 | なし | - |
| 3-1 | 43 | こども政策課 | 放課後子ども総合プラン(再掲) | 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に、安全・安心な居場所を提供することで、仕事と子育ての両立を支援する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生) | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 44 | 子育て家庭福祉課 | ショートステイ事業(再掲) | 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。 | | | - | - | - | - | - |
| 3-1 | 45 | 子育て家庭福祉課 | トワイライトステイ事業(再掲) | 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。 | | | - | - | - | - | - |
| 個別施策3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進 | | | | | | | | | | | |
| 3-2 | 76 | こども政策課 | 子育て支援事業所連絡協議会 | ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、市内の経済団体等により構成される長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会などを開催する。 | H17 | 事業所、市民 | ・男女共同参画月間講演会 参加者81人 ・意識啓発事業の開催 参加者・動画視聴者32人 | 142 | 250 | なし | - |
| 3-2 | 77 | 商工労働課雇用促進室 | 子育て雇用安定奨励金交付事業 | 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所に対し奨励金を交付する。 | H20 | 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所 | 交付事業所数 1事業所 | 400 | 600 | なし | - |
| 3-2 | 78 | 人権・男女共同参画課 | 男女共同参画優良事業者表彰 | 性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰する。 | | 従業員数300人以下の法人やその他の団体 | 優良事業者賞 2社 | 39 | 51 | なし | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|------------------------|-----|----------|--------------------------|---|------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--|
| 分野4 経済的支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援 | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 79 | 教委・総務課 | 要保護児童援助 | 経済的な理由により、就学困難な児童の保護者に援助費を支給する。 | | 生活保護世帯の小学生 | 支給者 14人 | 137 | 613 | なし | 修学旅行費のみ支給 |
| 4-1 | 80 | 教委・総務課 | 要保護生徒援助 | 経済的な理由により、就学困難な生徒の保護者に援助費を支給する。 | | 生活保護世帯の中学生 | 支給者 12人 | 211 | 914 | なし | |
| 4-1 | 81 | 教委・総務課 | 準要保護児童援助 | 経済的な理由により、就学困難な児童の保護者に援助費を支給する。 | | 生活保護世帯に準ずると認定された世帯の小学生 | 認定 1,926人 認定率 10.65% | 173,964 | 183,342 | なし | 年3回(8,12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 82 | 教委・総務課 | 準要保護生徒援助 | 経済的な理由により、就学困難な生徒の保護者に援助費を支給する。 | | 生活保護世帯に準ずると認定された世帯の中学生 | 認定 1,132人 認定率 12.42% | 111,648 | 125,090 | なし | |
| 4-1 | 83 | 教委・総務課 | 小学生特別支援教育 就学奨励 | 特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。 | | 特別支援学級に在籍(通級含む)している小学生 | 支給者 655人 | 17,327 | 19,893 | なし | 年2回(12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 84 | 教委・総務課 | 中学生特別支援教育 就学奨励 | 特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。 | | 特別支援学級に在籍(通級含む)している中学生 | 支給者 273人 | 13,068 | 19,783 | なし | 年2回(12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 85 | 教委・総務課 | 奨学金(長野市奨学金 基金) | 経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付を行う。 | S43 | 公立もしくは私立の高等学校または国立の高等専門学校に在学し、要件を満たす者 | 貸付人数 7人 貸付金額 1,944,000円 | 0 | 0 | なし | 貸付額(月額) 公立18,000円(21,000円) 私立30,000円(40,000円) 国立21,000円(24,000円) ※()内は特に優秀と認められる者 |
| 4-1 | 86 | 生活支援課 | 生活保護(教育扶助) | 生活保護基準額のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給する。 | | 生活保護受給世帯 | 受給世帯数(延) 990 受給人数(延) 1,445 | 14,196 | 14,732 | なし | |
| 4-1 | 87 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭児童高等学校通学費援助金 支給 | 高等学校等に通学するひとり親家庭の児童の通学費の支援を行う。 | H5 | ひとり親家庭の親など(所得制限あり) | 受給者数 139人 | 7,487 | 8,836 | なし | 自宅から高等学校まで2km以上 1か月の定期券額の2分の1の額を給付 |
| 4-1 | 50 | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦福祉 資金の貸付(再掲) | ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。 | H11 | ひとり親家庭の親及び児童、寡婦 | - | - | - | - | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|-------------------------|-----|----------|-------------------|--|------------------------|--|-------------------------------|------------------|------------------|--|---|
| 個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | | |
| 4-2 | 88 | 子育て家庭福祉課 | 児童手当 | 中学校終了前の児童を養育している人に手当を支給する。 | S46 | 中学校3年生終了前までの間にある児童を養育している父母等 | 受給者数 25,642人 | 5,413,425 | 5,321,660 | 所得上限の創設 | 支給額 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降 15,000円(月額) 3歳以上小学生までの第1子、第2子及び中学生 10,000円(月額) 所得制限世帯の属する中学生までの児童 5,000円(月額) 令和4年6月分(10月支給分)から所得上限世帯に属する中学生までの児童は支給なし |
| 4-2 | 89 | 子育て家庭福祉課 | 児童扶養手当 | ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に手当を支給する。 | S37 | ひとり親家庭の親など | 受給者数 2,175人 | 1,059,986 | 1,181,857 | 【国】子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 新型コロナウイルスの影響を受けるひとり親世帯に対象児童1人当たり5万円を支給 | 支給額(()は一部支給停止者)) 第一子 月額43,160円(43,150円~10,180円) 第二子 月額10,190円(10,180円~5,100円) 第三子 月額6,110円(6,100円~3,060円) |
| 4-2 | 90 | 子育て家庭福祉課 | 児童扶養手当現況届の受付時間の延長 | 8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長(午後7時まで)を行うことで、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図る。 | H30 | ひとり親家庭の親など | 実施日数 5日 利用者 106人 | 0 | 0 | 児童扶養手当の現況届の受付時間を午後7時まで延長する。月曜から金曜までの5日の曜日で一日ずつ実施するよう実施日を配分する。 | |
| 4-2 | 91 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(子ども) | 子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S47 | 0歳から中学生までの子ども | 資格者数 44,228人 支給額 730,646千円 | 730,646 | 772,547 | なし | 資格者数は各年度3月31日時点 |
| 4-2 | 92 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(障害児) | 子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S46 | 障害児(20歳未満) ・身体障害者手帳1~4級、5級(所得税非課税世帯) ・療育手帳A1、A2、B1、B2(所得税非課税世帯) ・特別児童扶養手当1、2級 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(特別障害者手当準拠)通院費のみ | 資格者数 324人 支給額 15,297千円 | 15,297 | 16,043 | なし | 資格者数は各年度3月31日時点 |
| 4-2 | 93 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(ひとり親家庭) | 子ども、障害者(児)及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S49 | ひとり親家庭 ・母子または父子家庭で18歳未満の児童及びその児童を養育している親、父母のない18歳未満の児童(高等学校在学中は20歳まで) | 資格者数 7,427人 支給額 143,579千円 | 143,580 | 161,946 | なし | 資格者数は各年度3月31日時点 |
| 4-2 | 94 | 福祉政策課 | 福祉医療費資金貸付制度 | 子ども、障害者(児)及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行う。 | H15 | 市民税非課税世帯 ・子ども 0歳~中学生 ・障害児(20歳未満) ・ひとり親家庭 | 子ども 貸付人数 0人 貸付額 0円 | 0 | 1,000 | なし | |
| 4-2 | 2 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育・保育の無償化(再掲) | 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化する。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | - | - | - | - | - |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|----------|-----|----------|-------------------------|--|------------------------|--|---|--------------------|----------------------------------|----------------------|---|
| 4-2 | 95 | 保育・幼稚園課 | 教育・保育施設の実費徴収に係る補給付を行う事業 | 世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設へ保護者が支払う費用(副食材料費、教材費等)を助成する。 | H27 | 低所得世帯・多子世帯等の保護者 | 支給人数 276人 支給額 7,449千円 | 7,449 | 13,608 | なし | |
| 4-2 | 96 | 保育・幼稚園課 | 多子世帯の保育料軽減 | 第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減する。 | H27 | 子ども、保護者 | 軽減児童数 391人 (20人) 軽減額 74,981千円 (2,636千円) ※()内=認可外 | 74,981 (2,636) | 73,320 (3,230) | なし | |
| 4-2 | 97 | こども政策課 | 放課後子ども総合プラン利用料の減免 | 家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいが同時に利用する場合に利用料を減免する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生) | 延べ利用登録86,839人のうち、減免対象22,983人(約27%) | (減免影響額 △29,200) | (減免影響額 △29,371) (R4.5時点見込) | なし | 減免の対象 生活保護・児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、非課税世帯、多子世帯等 |
| 4-2 | 98 | 障害福祉課 | 特別児童扶養手当 | 精神または身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、児童を養育する人に手当を支給する。 | | 身体または精神に重度もしくは中度の障害がある20歳未満の児童を養育する父母等 | 受給者数(父母等) 1,021人 対象児童数 1,137人 | - | - | - | - |
| 4-2 | 99 | 障害福祉課 | 障害児福祉手当 | 常時介護を必要とする在宅の障害児に、その障害によって生じる経済的負担軽減の一助として手当を支給する。 | | 精神または身体に重度の障害があり日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童 | 受給者数 135人 | - | - | - | - |
| 4-2 | 100 | 障害福祉課 | 重度心身障害児福祉年金 | 家庭において重度障害児を養育している保護者に養育に必要な費用の一部を支給し、在宅生活の安定を図る。 | | 基準日において市内に6か月以上居住している20歳未満の障害児(施設入所児を除く)の保護者 | 受給者数 1,433人 | - | - | - | - |
| 4-2 | 63 | 福祉政策課 | 「生理の貧困」問題への対応(再掲) | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、無償で生理用品を配布する。 | R3 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民 | - | - | - | - | - |
| 4-2 | 101 | 生活環境課 | 家庭ごみ処理手数料の減免 | 出生届時に可燃ごみ指定袋を90枚(3年分)交付する。 | H21 | 紙おむつ等を使用する3歳未満の乳幼児のいる家庭 | 出生2,460人 221,400枚 転入492人 27,490枚 計2,952人 248,890枚 | - | - | - | - |
| 4-2 | 102 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭ワンストップ相談会 | ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。 | H29 | ひとり親家庭の親 | 8/8(日)ワンストップ相談会相談件数11件 (内訳)弁護士2、ハローワーク3、まいさば3、母子1、子ども相談2) | 30 | 183 | なし | 児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催 |
| 4-2 | 103 | 子育て家庭福祉課 | ながの子育て家庭優待パスポート | 協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービス(割引など)を受けられるパスポートを配布する。 | | 妊婦のいる家庭・18歳未満の子どもがいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭 | 市内協賛店舗数 1,157店舗 | 0 | 93 | なし | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|---------------------------------|-----|------------------------------|--|--|------------------------|--|---|------------------|------------------|---|--|
| 4-2 | 104 | 子育て家庭福祉課 | 助産事業 | 保健上入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない場合に、助産施設への入所費用を支給する。 | | 生活保護受給世帯など、経済的な理由により入院助産を受けられない妊産婦 | 分娩数 4件 | 1,798 | 2,160 | なし | |
| 分野5 支援体制の強化や制度の周知 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策5-1 子どもに関する相談体制の充実 | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | 25 | 子育て家庭福祉課(子ども相談室) ※令和3年度まで | 子ども相談室(再掲) | 子どもについての様々な相談を受け付ける総合窓口として、子どもに関する子育てや発達に関する相談に応じる。 | H26 | - | - | - | - | - | - |
| 5-1 | 26 | 子ども総合支援センター | 子ども総合支援センター「あえっと」(再掲) | 子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児の悩み、発達、貧困、教育(いじめや不登校)などの相談に応じる。 | R4 | - | - | - | - | - | - |
| 5-1 | 27 | 保健所健康課 | 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)(再掲) | 妊産婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。 | H28 | 妊産婦、子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 5-1 | 36 | 保育・幼稚園課 | 子育てコンシェルジュ(再掲) | 子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行う。 | | 子ども、保護者 | - | - | - | - | - |
| 5-1 | 40 | 生活支援課 | 生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」)(再掲) | 生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、問題解決の支援を行う。 | H26 | 長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯 | - | - | - | - | - |
| 5-1 | 105 | 障害福祉課 | 発達相談支援センター | 相談支援専門員を北部・南部の相談支援センターに集約配置し、18歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図る。 | | 障害児やその家族 | 相談件数 3,111件 | - | - | - | - |
| 5-1 | 39 | 子育て家庭福祉課 | 子ども家庭総合支援拠点(再掲) | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。 | R2 | 子どもとその家庭や妊産婦等 | - | - | - | - | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付ける。 |
| 5-1 | 102 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭ワンストップ相談会(再掲) | ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。 | H29 | ひとり親家庭の親 | - | - | - | - | - |
| 個別施策5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化 | | | | | | | | | | | |
| 5-2 | 106 | 子ども政策課 | 子育て支援団体のネットワーク形成 | ながの子ども・子育てフェスティバルの開催を通じて、子育て支援団体間の連携強化・ネットワーク形成を図る。 | R1 | 子ども、保護者 | ・ながの子ども・子育てフェスティバルは、感染症拡大のため中止 ・説明会(交流会)への参加支援団体等 16団体 | 1,500 | 600 | R4は目的を支援団体間の連携を強固にすることに絞り、キック・オフ・フォーラムとして開催 | R3事業中止に伴い生じた負担金をR4に繰り越したため、R4に不足する負担金を計上 |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和3年度 事業実績 | 令和3年度 決算額(千円) | 令和4年度 予算額(千円) | 令和4年度の拡大・見直し 等の内容 | 備考 |
|------------------------------|-----|---------------|---------------------------|--|------------------------|---|----------------------------|------------------|------------------|----------------------|----|
| 5-2 | 107 | 福祉政策課、社会福祉協議会 | 地域福祉ワーカーの活動支援 | 地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行う。 | | 地域福祉ワーカー | - | - | - | - | - |
| 5-2 | 108 | 福祉政策課、社会福祉協議会 | 民生委員・児童委員等への支援 | 民生委員・児童委員等の活動内容の周知を図り市民の理解や協力を促進するほか、「活動の目安と考え方に関するQ&A」を作成するなど、民生委員・児童委員等の活動を支援する。 | | 民生委員・児童委員、主任児童委員 | - | - | - | - | - |
| 5-2 | 109 | 子育て家庭福祉課 | 子どもの貧困庁内連絡会議 | 子どもの貧困について、庁内関係所属が共通認識を持ち、情報の共有と施策の連携を図る。 | H28 | 生活に困難を抱える子どもとその保護者 | - | - | - | - | - |
| 5-2 | 110 | 生活支援課 | 生活困窮者自立支援庁内連携会議 | 生活困窮者の自立支援のための施策を横断的取組によって総合的に推進するため、庁内関係各課の連携を図る。 | H27 | 生活困窮者 | - | - | - | - | - |
| 5-2 | 111 | 商工労働課雇用促進室 | 若者自立支援ネットワーク会議 | 関係機関により若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携や、ながの若者サポートステーションの運営支援を行う。 | H20 | 支援を必要とする若者 | - | - | - | - | - |
| 5-2 | 65 | 子育て家庭福祉課 | 要保護児童対策地域協議会(再掲) | 要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。 | | 要保護・要支援児童、特定妊婦 | - | - | - | - | - |
| 個別施策5-3 制度の周知や市民の意識啓発 | | | | | | | | | | | |
| 5-3 | 112 | 子育て家庭福祉課 | 長野市子育てガイドブック | 長野市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、冊子やホームページで提供する。 | | 子育て中の保護者 | 子育てガイドブック14,000部作成(配付期間1年) | 38 | 40 | なし | |
| 5-3 | 113 | 子育て家庭福祉課 | ながのわくわく子育てLINE(長野市公式LINE) | 妊娠・出産から子育てに関する情報をLINEで提供する。 | | 妊婦とその配偶者及び0歳から小学高入学前の乳幼児の保護者 | 登録件数 1,883件 | - | - | なし | - |
| 5-3 | 114 | 保健所健康課 | 子育て応援アプリ「すくすくナビ」 | 妊娠、出産、子育て等に関する情報や、子どもの成長記録、予防接種記録などを確認・管理できるアプリを配信し、情報を提供する。 | H29 | 子育て中の保護者 | 令和4年3月末時点ダウンロード数:6,296件 | 0 | 0 | なし | - |
| 5-3 | 115 | 子育て家庭福祉課 | 出前講座 | 子どもの貧困について、市民一人ひとりの意識醸成のために市政出前講座で啓発を行う。 | R5 | 市民 | - | - | - | - | - |
| 5-3 | 103 | 子育て家庭福祉課 | ながの子育て家庭優待パスポート(再掲) | 協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービス(割引など)を受けられるパスポートを配布する。 | | 妊婦のいる家庭・18歳未満の子どもがいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭 | - | - | - | - | - |